

平成 30 年 10 月 1 日

各 位

日 本 証 券 業 協 会

特別会員の本協会脱退及び特別会員権の消滅について

今般、下記特別会員より、本協会から脱退したい旨の申請がありましたので、本協会においては、本協会定款第 33 条において準用する第 25 条第 1 項の規定に基づき、脱退することを承認いたしました。

これに伴い、下記特別会員は、同定款第 31 条第 2 項及び第 32 条第 2 項の規定により、脱退日付けをもって特別会員の資格を喪失し特別会員権が消滅いたしましたので、御通知申し上げます。

記

脱退特別会員	島田信用金庫
脱 退 年 月 日	平成 30 年 9 月 30 日

以 上

本件に関するお問合せ先：総務部（TEL 03-3667-8451）